

大起産業株式会社

(2 0 0 6 年 版)

【はじめに】

本書は、平成18年3月期（平成17年4月～平成18年3月）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- | | |
|----------|---|
| 「会社の沿革」 | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。 |
| 「会社の目的」 | 定款に記載された当社の目的を記載しています。 |
| 「事業の内容」 | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。 |
| 「財務の概要」 | 平成17年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| 「主要株主名」 | 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。 |
| 「役員の状況」 | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。 |
| 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。 |

2. 営業の状況

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 「営業方針」 | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。 |
| 「当社及び当業界
を取巻く環境」 | 内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。 |
| 「営業の経過及び
成果」 | 当社の平成17年度における業績について記載しています。 |
| 「対処すべき課題」 | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。 |
| 「受託業務管理規則」 | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。 |

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}(\ast)}{\text{リスク額}(\ast)} \times 100$$

(＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第

7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があるといえます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（*「総資産額」とは、委託者に係る^(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束される資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額と計算が異なります。

(f) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名	大起産業株式会社
代表者名	代表取締役社長 加藤 正治
所在地	名古屋市中区錦二丁目2番13号
電話番号	052-201-6311 (代)

② 会社の沿革

当社は、昭和25年8月、大起証券株式会社（その後合併により、内外証券株式会社となり、現在は東海東京証券株式会社）の関連会社（現在は関係解消）として設立発足。その後、商号を大起産業株式会社とし、現在に至っています。

年 月	概 要
昭和25年8月	栄不動産株式会社として、名古屋市中区南伊勢町1丁目5番地に会社設立。資本金 500万円。
昭和26年12月	商号を大起産業株式会社に変更し同時に事業目的も変更する。
昭和27年2月	名古屋繊維取引所会員加入。仲買人登録し受託業務を開始する。
昭和38年3月	本店を現在地に移転。
昭和45年2月	名古屋穀物商品取引所会員加入。
昭和45年5月	資本金 3,000万円に増資。
昭和46年1月	商品取引所法改正に基づき名古屋繊維取引所商品取引員として改めて許可される。
昭和51年1月	金沢支店開設。
昭和52年1月	名古屋穀物商品取引所取引員として許可される。
昭和54年10月	松本支店開設。
昭和56年3月	静岡支店開設。東京繊維商品取引所会員加入。
昭和57年2月	東京金取引所会員加入。
昭和57年12月	大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、大阪三品取引所、大阪化学繊維取

	引所の各商品取引員として許可される。
昭和58年1月	大阪支店、倉敷支店、高知支店、京都支店開設。
昭和59年4月	東京穀物商品取引所会員加入。
昭和59年6月	資本金 9,800万円に増資。
昭和59年10月	東京穀物商品取引所商品取引員として許可される。大阪繊維取引所商品取引員。
昭和59年10月	東京支店開設。
昭和60年3月	新潟支店、宇都宮支店開設。京都支店、静岡支店廃止。
昭和62年11月	東京工業品取引所商品取引員（綿糸・毛糸市場）として許可される。
平成2年12月	資本金3億 5,000万円に増資。
平成3年8月	神戸ゴム取引所会員加入。
平成3年8月	資本金5億 3,000万円に増資。
平成3年9月	東京工業品取引所貴金属市場商品取引員として許可される。
平成4年1月	ニューヨーク事務所開設。
平成5年10月	関西農産商品取引所商品取引員。
平成6年7月	資本金6億 3,000万円に増資。
平成7年10月	米国法人 DAIKI FUTURES INC. 設立。
平成7年10月	商品投資販売業の許可を受ける。
平成8年1月	研修所（フューチャーズ・トレーニング・センター）開設。
平成8年4月	神戸ゴム取引所商品取引員として許可される。
平成8年10月	中部商品取引所商品取引員。
平成9年1月	東京工業品取引所アルミニウム市場会員加入。
平成9年3月	高知支店、宇都宮支店廃止。
平成9年4月	関西商品取引所商品取引員。
平成9年10月	大阪商品取引所商品取引員。
平成10年4月	関西商品取引所農産物・飼料指数市場会員加入。
平成11年2月	東京工業品取引所毛糸市場会員脱退。（上場廃止のため）

平成11年3月	中部商品取引所及び大阪商品取引所のステーブルファイバー系市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成11年6月	東京工業品取引所石油市場商品取引員許可。
平成12年1月	中部商品取引所石油市場商品取引員許可。
平成12年1月	中部商品取引所毛糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成12年3月	大阪商品取引所毛糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成12年8月	東京工業品取引所綿糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成13年3月	中部商品取引所砂糖市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成13年3月	中部商品取引所綿糸市場会員脱退。(上場廃止のため)
平成15年9月	東京工業品取引所ゴム市場商品取引員許可。
平成15年10月	大阪商品取引所、関西商品取引所脱退。
平成16年1月	中部商品取引所脱退。
平成16年6月	岡山支店開設(倉敷支店を岡山市に移転し名称変更)。
平成17年4月	改正商品取引所法に基づき改めて商品取引受託業務の許可をされる。
平成17年9月	金沢、松本、岡山、新潟の各支店の名称をそれぞれインフォメーションセンターに改称。
平成17年11月	情報セキュリティーマネジメントシステムISMS認証基準(Ver.2.0)およびBS7799:PART2:2002の認証取得(業務管理センター及びホームトレード部における商品先物取引に係る受託業務)
平成17年12月	品質マネジメントシステムISO9001:2000およびJISQ9001:2000の認証取得(本社における商品先物取引に係る受託業務)

③ 会社の目的

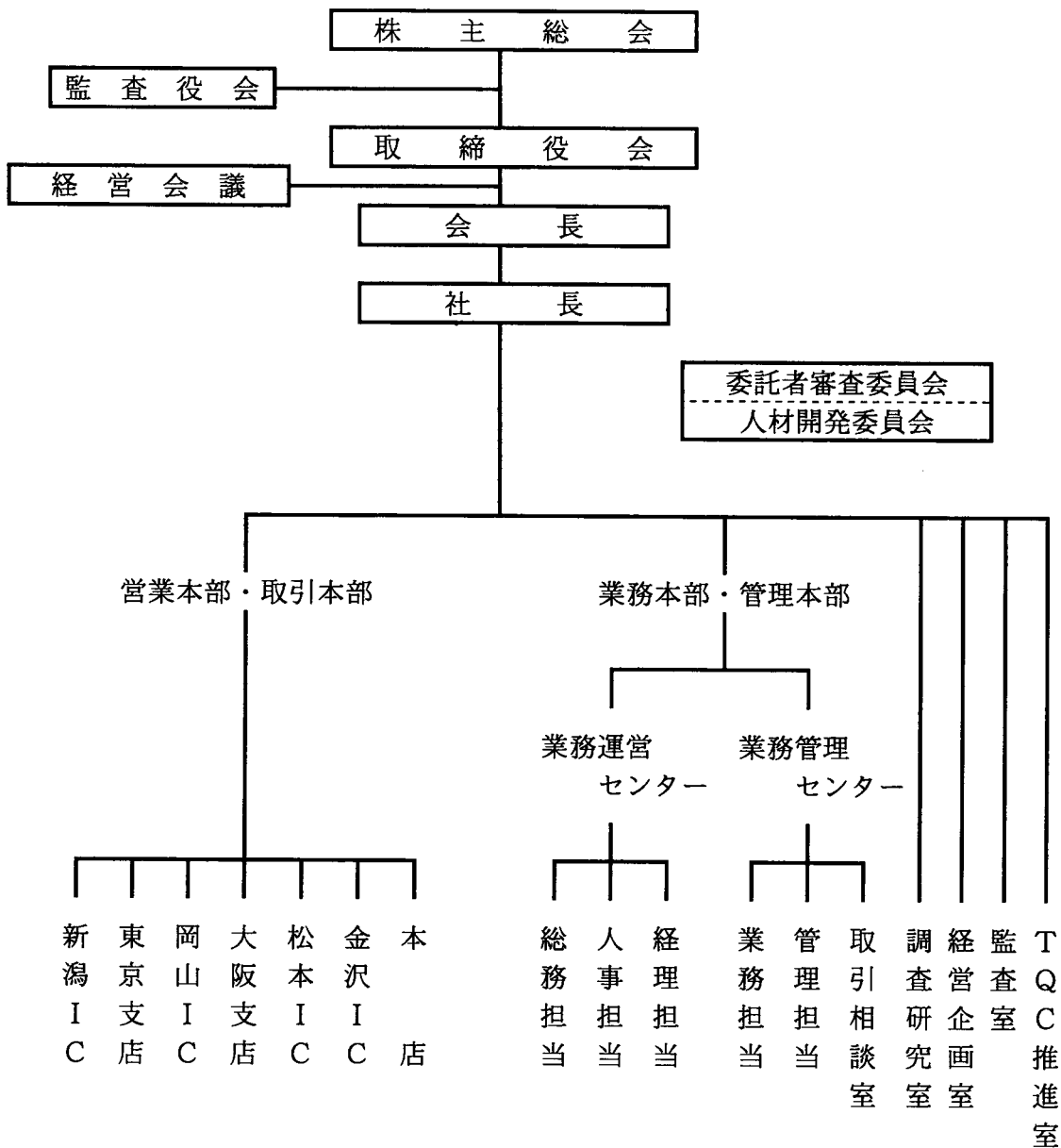
1. (1) 棉花、綿糸、綿布、その他の綿製品
- (2) 乾繭、生糸、及び絹製品
- (3) 羊毛、毛糸、及び毛製品
- (4) 人造繊維、ステープルファイバー系、及びその製品
- (5) 合成繊維、及びその製品
- (6) 農産物
- (7) 砂糖
- (8) ゴム、及びゴム製品
- (9) 金、銀、白金、パラジウム及びそれらの製品
- (10) 銅、鉛、すず、亜鉛、ニッケル、アルミ、水銀及びそれらの製品
- (11) 木材、合板、及びそれらの製品
- (12) 原油及び石油製品
の売買
2. 前項各種商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理並びに輸出入業務
3. 商品取引所法に基づく各商品取引所の上場商品および上場商品指数の売買並びに取引の受託業務
4. 商品投資販売業および商品投資顧問業
5. 外国為替取引業
6. 証券仲介業
7. ホテル、旅館の運営管理
8. 前各項に附帯する業務

(注)上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。

④ 事業の内容

(1) 経営組織（平成18年3月31日現在）

当社の経営組織は、次のとおりです。



(注) IC = インフォメーションセンター

(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という。）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣より商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省「指令17総合第34号」、経済産業省「平成17・04・05商第3号」）

取引所名 \ 市場名	農産物	貴金属	石油	ゴム	上場商品名
東京穀物商品取引所	○				一般大豆、NON-GMO大豆 小豆、とうもろこし、大豆ミール 大豆オプション、とうもろこしオプション
東京工業品取引所		○	○	○	アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー 金、銀、白金、パラジウム ガソリン、灯油、原油、軽油 ゴム(RSS3号)

ロ・商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	愛知県名古屋市中区錦二丁目2番13号	052-201-6311
東京支店	東京都中央区日本橋室町四丁目1番21号	03-3242-9811
大阪支店	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	06-6949-5991
金沢インフォメーションセンター	石川県金沢市高岡町1番33号	076-223-1681
松本インフォメーションセンター	長野県松本市大手三丁目4番3号	0263-36-2561
岡山インフォメーションセンター	岡山県岡山市本町6番36号	086-225-8201
新潟インフォメーションセンター	新潟県新潟市万代一丁目1番1号	025-241-6221
ニューヨーク事務所	420 Lexington Avenue, Suite 2360, New York, NY, 10170, USA	212-279-7105

⑥ 財務の概要（平成18年3月決算期）

(a) 資本金	630,000千円
(b) 純資産額 *1	2,001,234千円
(c) 総資産額	4,477,991千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,472,203千円 (1,613,608千円)
(e) 経常損失	270,663千円
(f) 当期純損失	136,445千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出しております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 9,068,150株 （平成18年3月31日現在）

（注） 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名（上位10名）

氏名又は名称	所 有 株式数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
	千株	%
新井紀夫	1,661	18.3
大栄産業（株）	1,475	16.3
従業員持株会	651	7.2
（株）三清社	540	6.0
加藤正治	524	5.8
（株）東亜製作所	430	4.7
木之村啓二郎	290	3.2
余語ミサ	279	3.1
安部益美	235	2.6
（株）トーユー	229	2.5
計	6,318	69.7

⑨ 役員の様況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 会 長	新井 紀夫 昭和16年4月3日	千株 1,661
代表取締役 社 長	加藤 正治 昭和25年5月20日	524

取締役 大阪支店長	柿本 勘一 昭和27年10月31日	120
取締役 管理本部長	田中 弘晃 昭和26年 8 月18日	57
取締役 東京支店長	坂井田隆弘 昭和30年11月27日	100
取締役 (非常勤)	岡本 藤太 昭和 7 年11月13日	84
取締役 (非常勤)	武山 栄造 昭和 9 年 1 月29日	10
監査役 (常勤)	各務 弘文 昭和14年 9 月23日	10
監査役 (非常勤)	早川 範廣 昭和19年 5 月 6 日	10
監査役 (非常勤)	大岡 洋三 昭和22年 2 月 9 日	—
計	10名	2,579

- (注) 1. 取締役、岡本藤太氏、武山栄造氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 監査役、早川範廣氏、大岡洋三氏は、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 所有株式数の千株未満は切り捨ててあります。

⑩ 従業員の状況

	総 計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営 業	非営業
従業員数	140 名	118 名	22 名	93 名	47 名
平均年齢	34.6 才	35.6 才	29.4 才	32.1 才	39.6 才
平均勤続年数	9年4ヵ月	10年2ヵ月	4年9ヵ月	7年6ヵ月	13 年
外務員数	112 名	109 名	3 名	94 名	18 名

2. 営業の状況

① 営業方針

当社は、企業理念の中に「限りなく多くのお客様参加により公正な価格を創造する」ために「お客様の信頼と満足を社員の活動の原点にする」と明示しております。

お客様に感動と満足を与える「お客様本位」の基本理念は、企業としての利潤追及の出発点であると同時に、経済社会の根幹を築くという社会的役割を果たすためのものです。その企業理念の下、主力取扱い商品である農産物、石油製品、貴金属、ゴム等の需給動向や、これらの国際商品に多大な影響を与える為替をはじめ、あらゆる相場変動要因の分析等も充実させており、情報誌スペキュレーションや情報専門サイトアスミル等により提供いたしております。

また、商品の価格差を利用した、リスクを集中させない商品であるハイブリッド取引の開発をはじめ、取引手法も含めた情報収集や分析能力の向上に取り組むとともに、お客様のニーズにお応えしたネット取引によるホームトレードシステムも開設するなど、迅速かつ分かりやすく使い勝手の良いサービス体制の強化に努めております。

また、社員教育では、新入社員、中堅社員、管理職者等の階層別研修において、トータルアドバイザーとしての金融知識や財務分析等の広範な分野の教育を実施することはもとより、コンプライアンス教育にも力を入れ、お客様の信頼と満足を得られるような人材を育成するための、一貫した教育システムを採用しております。

受託業務については、お客様の大切な資産をお預りするという責任を第一に考え、新たにお取引をされるお客様には、取引相談室・管理担当者及び営業責任者が電話又は直接訪問により、商品先物取引に対する理解を十分深めていただくよう努力いたしております。また、営業社員には、一時的な利潤を追及するのではなく、長期に亘ってお客様の良きアドバイザーたることを求めており、管理部門においては、「行き過ぎた営業が行われていないか」等の監視機能を強化するため、本店及び大阪、東京各支店に担当者を配置するとともに、お客様からの問い合わせや相談等に迅速に対応できるよう取引相談室も設けております。さらに、委託者の適正な取引環境を確保するため、本店に委託者審査委員会を設置し、適正な受託業務活動が行われるよう努めております。

② 当社及び当業界を取巻く環境

当期における日本の経済環境は、企業業績の改善による設備投資が増加するとともに、個人消費や雇用情勢が堅調に推移するなど、全般として、緩やかな景気回復基調にありました。

商品取引業界におきましては、平成17年5月1日に改正商品取引所法が施行され、続く5月2日からは、株式会社日本商品清算機構が業務を開始、さらに、日本商品委託者保護基金も発足するなど、商品先物市場の産業インフラ機能としての信頼性、利便性の向上に向けた改革が図られました。また、10月11日には、新規上場商品として中部商品取引所に鉄スクラップが上場されました。

期中を通してみますと、約18年ぶりに高値をつけた金や、ザラバシステムに移行した東京ゴムなどが人気を集めました。前年度注目を浴びた石油が不安定な値動き等を一般投資家から敬遠されるなどした結果、総売買高(先物オプション含む)は、215,605千枚(前年比20.0%減)と2年連続で前年度を下回りました。

商品別の構成比を見ますと、石油製品が39.5%、貴金属が27.9%、農産物が21.9%、ゴムが8.7%等となっております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

このような経営環境のもと、当社は、ホームトレードシステム・ギャラクシーのサービスを開始し、情報専門サイト・アスミル等による顧客サービスの充実を図るとともに、徹底した社員教育を行い、ハイブリッド取引を中心に積極果敢な営業活動に取り組んでまいりました結果、当期の業績は、総売買高1,236千枚で前期比48.4%増となり、受取手数料も16億13百万円と前期比21.3%増となりました。

(2) 売買損益部門

ディーリング部門は、一部乱高下した商品の影響を受け、前期比5億60百万円減の1億41百万円のマイナスとなりました。

以上の結果、当期の営業収益は14億72百万円となり、営業費用は前期比8.0%減の17億40百万円となりましたので、営業損益は前期比1億25百万円減の2億68百万円の損失となりました。また、営業外損益が、2百万円の損失となりましたので、経

常損益は、前期比1億22百万円減の2億70百万円の損失となりましたが、特別損益が1億75百万円となりましたので当期純損失は前期比30百万円減の1億36百万円となりました。

当期における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第58期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)
商品先物取引 農産物市場 貴金属市場 石油市場 ゴム市場	659,914 644,278 249,485 52,025
小 計	1,605,703
オプション取引 農産物市場 金 市場	0 0
小 計	0
外国為替証拠金取引	7,905
小 計	7,905
合 計	1,613,608

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第58期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)	
	内 訳	委 託	自 己
商品先物取引			
農産物市場		447,922	228,321
貴金属市場		141,934	98,717
石油市場		171,641	72,522
ゴム市場		49,169	26,065
小 計		810,666	425,625
外国為替証拠金取引			
小 計			96,463
商品売買損益			1,586
小 計			1,568
合 計			△ 141,405

(注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

2. 消費税は含まれておりません。

3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別	第58期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)		
	内 訳	委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		447,922	228,321	676,243
貴金属市場		141,934	98,717	240,651
石油市場		171,641	72,522	244,163
ゴム市場		49,169	26,065	75,234
合 計		810,666	425,625	1,236,291

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、当社の経営理念及び経営指針に基づき、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項について定める。

(管理体制)

第2条 本規則の適正な運用の確保を図るため、取締役管理本部長を総括管理責任者とする。

2 総括管理責任者の下に管理部を置き、責任者の管理部マネージャーは総括管理責任者を補佐する。

3 管理部の下に取引相談室を置き、本店、東京支店、大阪支店にそれぞれ配置する。

4 営業部門の内部管理に係る統括管理を行うため、各本支店並びにインフォメーションセンターにそれぞれ統括管理責任者を置く。

5 統括管理責任者は、本支店長並びにセンター長とする。

(総括管理責任者の職務)

第3条 総括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本規則の適正な運用に係る関係部署への指揮・指導
- (2) 適合性原則に基づく受託の適否の審査
- (3) 本規則の運用状況について取締役会への報告
- (4) 本規則の違反者に対する社内制裁に係る意見具申
- (5) その他本規則の適正な運用に必要と思われる事項

(統括管理責任者の職務)

第4条 統括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 「原則として不相当と認められる勧誘対象者」に該当しない者に対する適格性の調査及び総括管理責任者に先立つ事前審査
- (2) 委託者管理に係る取引状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (3) 登録外務員（以下「外務員」という）に対する法令諸規則等の遵守状況に

係る監視並びに取引内容に不適切な事実が認められた場合の適切な措置
(4) その他委託者の理解度を向上させるために必要と思われる事項

(管理部マネージャー、管理部及び取引相談室の職務)

第5条 管理部マネージャーの職務は次のとおりとする。

- (1) 「原則として不相当と認められる勧誘対象者」の「例外の要件」に係る調査及び総括管理責任者に先立つ事前審査
- (2) 管理部、取引相談室の委託者管理業務の掌握及び指導
- (3) 外務員に対する法令諸規則等の遵守状況に係る監視並びに取引内容に不適切な事実が認められた場合の適切な措置
- (4) その他委託者管理業務の適正な運営に必要と思われる事項

2 管理部及び取引相談室の職務は次のとおりとする。

- (1) 「顧客カード」の精査と整備・保管
- (2) 訪問、電話連絡又はアンケート等による取引意思の確認、理解度等の調査
- (3) 商品先物取引未経験者からの受託に係る保護育成措置
- (4) 委託者の資産・収入状況、取引経験等からみて、不相応と判断される取引の抑制
- (5) 委託者の売買状況の精査及び受託状況の把握
- (6) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の適切な措置
- (7) 委託者からの相談・問い合わせ及び苦情・紛争に対する適切な措置
- (8) 勧誘拒否者リストの作成とそれに係る社内周知の徹底
- (9) その他、委託者の保護育成に必要と思われる事項

(委託者審査委員会の設置)

第6条 委託者の適正な取引環境を確保するため、取締役及び管理部を主体とした委託者審査委員会を設置する。

2 委員会の招集及び開催に係る統括調整を行うため、委員長を本店に置く。

3 委員長及び委員は経営会議で選任され、社長がこれを任命する。

(委託者審査委員会の職務)

第7条 委託者審査委員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 商品先物取引未経験者の保護措置
- (2) 適正な取引の維持・管理
- (3) 大口委託者の管理状況の監視
- (4) 不正資金の流入防止

2 前項の審査は別に定める「委託者審査要領」に則って行う。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第8条 次の各号に該当する「常に不相当と認められる勧誘対象者」に対しては、勧誘及び受託は行わない。また、勧誘段階で該当することとなったときは、直ちに勧誘を中止する。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 長期入院等随時連絡がとれない者
- (3) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引をするための借入の勧誘
- (6) その他、商品先物取引を行う適格性に欠ける者

2 次の各号に該当する「原則として不相当と認められる勧誘の対象者」に対しては、原則として勧誘及び受託は行わない。

- (1) 性格その他、自己責任原則に照らしても商品先物市場に参入するに相応しくないと思われる者
- (2) 年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という）が収入全体の過半を占めている者
- (3) 年間500万円以上の収入を有しない者
- (4) 75歳以上の高齢者
- (5) 投資可能資金額を超える証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

3 前項に掲げる者の内、自らが前項各号のいずれかに該当する者であることを理解した上、次の各号に掲げる「例外の要件」を満たしていること等について、顧客本人の自書により確認している旨の申告がある場合は、商品先物取引の理解度が十分であること、及び各号に掲げる「例外の要件」を具備していることの確認を得た後、厳格な審査を経て勧誘及び受託を認める。この場合の審査は、前項第1号乃至第4号に該当する者については、総括管理責任者が行い、同第5号に該

当する者については委託者審査委員会が行うものとする。

- (1) 年金等により生計をたてている者、年間500万円以上の収入を有しない者等については、当該顧客が自己責任で申告した投資可能資金額の設定がなされ、その裏付けとなる資産を有していること。但し、裏付けとなる資産については、顧客本人しか知り得ない具体的な資産情報を記載した申出書等の提出により証明を得ていること。
 - (2) 75歳以上の高齢者については、当該顧客が「直近の過去3年以内に延べ90日以上」を目安とした商品先物取引の経験のほか、商品先物取引を行うに相応しい十分な投資経験（金融商品及び有価証券等の先物取引、株式の信用取引、外国為替証拠金取引等）があると認められること、及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることが取引相談室の調査によって証明を得ていること。
 - (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者については、当該顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることについて、委託者審査委員会の直接訪問によって証明を得ていること。
- 4 委託者が、取引中において、本人の申告や家族の申出等により第1項各号の不適合者に該当するとの疑念が生じたときは、総括管理責任者は管理部マネージャーに再調査を指示し、その結果、適合性がないと判断した場合には、当該委託者に対して取引の抑制又は中止を促し、新規の受託は行わない。
 - 5 第1項及び第2項に該当しない者であっても、総括管理責任者が商品先物取引を行うのに相応しくないと認めた者に対して勧誘及び受託は行わない。

（適合性の審査）

第9条 委託者の適合性については、担当外務員は、顧客が記入する「口座開設申込書」を用いて次の各号の属性情報を収集し、それに基づいて顧客カードを作成する。なお、顧客から投資可能資金額の申告を受ける際は、投資可能資金額とは損失となっても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入可能な資金総額であり、損失（評価損含む。）が発生した場合には投資可能資金額から控除する旨を理解できるように説明する。

- (1) 氏名、住所、生年月日

- (2) 家族構成、住居の形態
- (3) 職業（役職・職務）、勤続年数等
- (4) 収入、流動資産の状況、投資可能資金額
- (5) 商品先物取引経験の有無及び経験内容
- (6) その他の投資経験の有無及び経験内容
- (7) その他

- 2 統括管理責任者及び管理部マネージャーは、前項の属性情報が適正に収集されているか管理し、再度の収集を担当外務員に指示するなど必要な措置を講ずることができる。
- 3 統括管理責任者は、第1項の属性情報に基づいて受託の適否の事前審査を行い、適合性の備わっている委託者について審査結果及び所見を顧客カードに記録し、口座開設申込書、顧客カード等の関係書類を総括管理責任者に提出して受託の適否の判断を求める。但し、統括管理責任者が事前審査を行える委託者は、一定の職業に従事していて且つ一定の収入（年収額 500万円以上）を有している28歳から65歳までの者とする。
- 4 管理部マネージャーは、前条第2項に定める者について前項と同様に事前審査を行い、前項と同様に適合性の備わっている委託者について審査結果及び所見を顧客カードに記録し、口座開設申込書、顧客カード等の関係書類を総括責任者に提出して受託の適否の判断を求める。この場合、管理部マネージャーが必要と認めたときは、顧客の申告した投資可能資金額の内容を精査してその額の範囲内で取引額を制限することができる。特に、66歳以上75歳未満の高齢者についても、商品先物取引の仕組み、リスク等に関する理解状況を確認し、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することのないように注意を払うものとする。
- 5 総括管理責任者は、第2項の各規定により提出された関係資料及び審査結果について精査し、受託の適否を判断して顧客カードにその根拠を記録する。但し、統括管理責任者又は管理部マネージャーが行った事前審査の内容に疑義があるときは、事前審査のやり直し等を指示することができる。
- 6 口座開設申込書及び顧客カードの原本は、すべてこれを本店管理部に備え付け、取引終了5年間保存する。尚、委託者の属性情報等に変更があった場合は、その都度顧客カードに記載する。
- 7 適合性に係る審査を終了した後でなければ、約諾書の差入、取引証拠金等の預託及び取引注文の受託は行わないものとする。

(勧誘行為)

第10条 外務員は受託業務活動に際して次の各号の勧誘行為に留意しなければならない。

- (1) 顧客から事前に具体的な指示又は承諾を受けることなく、顧客が迷惑を覚えるような時間帯（原則として午後9時から午前8時まで）に電話又は訪問による勧誘をしてはならない。
- (2) 顧客の意思に反して、長時間に亘る勧誘をしてはならない。
- (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘をしてはならない。
- (4) 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘してはならない。
- (5) 顧客に対し面談約束の電話連絡等を行うときは、予め会社の商号、外務員名、商品先物取引の勧誘である旨等を告知する。
- (6) 顧客に対し、勧誘を行う場合は予めその旨の告知を行い、勧誘を受ける意思の有無を確認する。
- (7) 顧客より、委託を行わない旨又は勧誘を受けることを希望しない旨の意思表示がなされたときは、直ちに勧誘を中止する。また、管理部マネージャーは、再度の勧誘が行われないよう当該意思を表示した顧客に関する情報を社内に周知する。

2 外務員は、勧誘に際して行った告知内容及び勧誘を受ける旨の意思表示を確認した内容等（顧客の氏名、住所、日時、場所、外務員名）を顧客カード等に記録する。

(委託契約の際の説明義務と理解度の確認)

第11条 委託の勧誘を受ける意思を表明した顧客に対しては、まず、「商品先物取引－委託のガイド」等を交付して、対面若しくは電話又はインターネット等を介した方法で、商品取引所法（以下「法」という。）第217条第1項第1号から第3号に定める説明を行い、次の各号について容易に理解できるよう留意し、十分理解した旨を『「委託のガイド」アンケート』を用いて確認しなければならない。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、（商品の種類や相場の動向にもよるが）担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくと

も取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。

(2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が生ずるおそれがあること。

2 前項の確認を得た後、法第 217条第 1 項第 4 号に基づく商品取引所法施行規則（以下「施行規則」という。）第 104条に定める事項について説明を行い、次の各号について容易に理解できるよう留意し、十分理解した旨を「商品先物取引の重要なポイント」及び「受託業務管理規則の重要なポイント」を用いて確認しなければならない。

(1) 預託が求められる取引証拠金等の種類及びその発生する仕組み。

(2) 取引の損益に加えて委託手数料がかかること及び電子取引等を含む当社の手数料体系に異なる部分があること。

(3) 法第 214条各号にかかげる不当な勧誘等の禁止事項について、その概要及び当該行為が禁止されている趣旨を説明し、特に法第 214条第 8 号及び施行規則第 103条第 2 号に掲げる禁止行為については、当該行為が複雑で分かりにくいことから、顧客が理解できるよう分かりやすく説明すること。

3 法第 218条第 1 項の「商品市場における取引に関する専門知識及び経験を有する者」に該当しない顧客が、「説明は不要」との意思表示をした場合でも、当該顧客への説明を行わずに委託契約をしてはならない。

4 インターネットを介して説明を行う場合においても、前項の手順にて説明を行わなければならない。但し、この場合における「説明」とは、顧客がその操作する電子計算機の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で署名する方法により理解した旨の確認を得ることとする。

(受託業務における禁止行為)

第12条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託に当たっては、利益が生ずることが確実であると誤解させるべき「断定的判断の提供」をはじめ、商品取引所法、同施行規則、委託者の保護に関するガイドライン、受託契約準則及び日本商品先物取引協会の自主規制規則等に定める禁止事項をしてはならない。

(取引意思の確認)

第13条 委託者の取引等の意思の確認を次の各号により行う。

- (1) 勧誘に当たっては、「商品先物取引－委託のガイド」の交付時のアンケート調査によって確認する。
- (2) 約諾書の差入に当たっては、口座開設申込書の内容により確認する。
- (3) 新規の受託に当たっては、予め、第11条第2項に定める方法により確認する。また、併せて取引相談室が電話連絡等により、委託者の個別の状況（知識、理解度、適合性、取引姿勢等）について指導調査を行い、取引参加の意思についても確認する。
- (4) 売買取引の受託に当たっては、担当外務員がその都度委託者の意思を確認する。

（委託者の保護育成措置）

第14条 当社は商品先物取引を行うに相応しい健全な委託者の育成を図るため、管理部において委託者ごとの売買取引状況調書を作成し、その取引内容を精査することにより適切な委託者管理を行う。

2 商品先物取引の経験（直近の過去3年以内に延べ90日以上取引経験）がないと判断される委託者については、取引開始から3ヶ月間を「商品先物取引未経験者の保護措置期間」と定め、次の各号による保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 取引相談室は、取引開始後、取引の仕組み、リスクの重要なポイント及び損益の計算方法等についてアンケート調査を行い、理解度の確認と習熟度の向上に努める。
- (2) 当該期間内における取引数量限度額を委託者が申告した投資可能資金額の3分の1までとする。但し、委託者自ら当該一定量を超える取引を希望する場合であって、商品先物取引に習熟していると認められる場合に限り取引数量の制限を変更することとし、本制限措置が設けられていること及び前述の例外の要件を理解しているとともに、自ら当該要件を満たすことを確認している旨の申告があり、委託者審査委員会において、商品先物取引に習熟していると客観的に判断された場合に限り、当該一定量の変更を認めることがある。
- (3) 前号の但し書きにおいて、委託者の習熟に係る判断は、本条第2項第1号に定めるアンケート等の回答内容によって確認する。

(取引本証拠金等)

第15条 当社は、取扱い上場商品に係る取引本証拠金等の額を次に定めるとおりとする。

委託者の区分	取引本証拠金等の額
① 取引開始後2ヶ月以内の委託者	取引所が定めた取引本証拠金基準額の1.5倍相当額
② 商品先物取引の経験のある委託者又は法人委託者	取引所が定めた取引本証拠金基準額と同額
③ インターネット取引を利用する委託者	
④ 上記①、②及び③以外の委託者	

2 前項の取引本証拠金等の額は経営会議で定め、総括管理責任者がその内容について社内に徹底するとともに、委託者にも周知し、その記録を3年間保存する。

(広告・宣伝)

第16条 受託業務の手段として、印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告・宣伝を行うときは、予め総括管理責任者の審査を必要とする。

(違反者に対する懲戒)

第17条 本規則に違反した者に対しては、就業規則第37条及び第38条の制裁及び懲戒に係る規定を適用する。

(日本商品先物取引協会への届出)

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出る。これを変更したときも同様とする。

(規則の改廃)

第19条 本規則の改廃は取締役会の決議により決定する。

委託者審査要領

大起産業株式会社

(審査の目的)

第1条 委託者の保護育成と受託業務の適正な運営の確保。

- 2 大口委託者（取引証拠金額3,000万円以上）に係る売買状況の精査・分析と担当外務員に対する適切な助言。
- 3 以下に特定する委託者からの不正資金の流入防止。
 - (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫、郵便局などの金融機関で直接、間接に金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (2) 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
 - (3) 民間企業等における金銭、有価証券等の取扱いに係わる者
- 4 前項の委託者が、委託契約を締結するときは、予め、自己の責任と判断で取引を行う旨を書面にて申し出ることを義務付ける。

(審査の対象)

第2条 委託者の商品先物取引に係る取引証拠金額等（預託合計額及び実質入金合計額）の以下の事項について、予め、その適否の審査を行う。

- (1) 委託者が、自ら申告した投資可能資金額の増額を申し出てきたとき。
- (2) 商品先物取引未経験の委託者が、保護措置期間内において「取引数量限度額」を超える取引を申し出てきたとき。
- (3) 委託者が、管理部マネージャーの規制した額を超える取引を申し出てきたとき。
- (4) 委託者が、取引証拠金等（預託合計額及び実質入金合計額）を1千万円以上預託するとき。
- (5) 前各号の審査により決定した額を増額するとき。

(適用の除外)

第3条 委託者の取引が次の各号に該当するときは、審査対象から除外する。

- (1) 全ての建玉を決済したときに生じる不足金を入金するとき。
- (2) 有価証券評価額が増額するとき。

(審査の項目と手順等)

第4条 担当外務員は、第2条に基づいて委託者から申し出があったときは、速やかに「委託者に関する申請書」を作成して委員会に提出する。

- 2 担当外務員より前項の申請があったときは、審査委員会又は役員が委託者と直接面談して以下の各属性情報の調査を行い審査する。

- ① 委託者が申告した資産・収入状況
- ② 家庭・職場環境
- ③ 取引経験の有無と経験内容、購読新聞
- ④ 知識、理解度、取引姿勢
- ⑤ その他

但し、管理部マネージャーが規制した額及び差引益金による投資可能資金額の増額について、委託者より要請があった場合は、審査委員等の訪問調査に依らないで、委託者の自書による申出書、顧客カード、アンケート等の記載内容等から判断して審査をすることができる。

- 3 審査は委員4名以上7名以内の参加を前提として、「適」の場合は4名以上の賛成を必要とする。但し、東京支店及び大阪支店を管轄する取締役は、自己の管轄する店舗の委託者に係る審査には参加することができない。
- 4 委員が判断した適否の内容にバラツキが生じた場合は、委員長がこれを判断して決定する。
- 5 不正資金等の預託が判明したときは、審査対象から除外し、取引の中止を促す。

(審査結果の措置)

第5条 審査結果は、直ちに担当外務員を経て当該委託者に通知する。

- 2 審査結果が「否」であったにもかかわらず、与信額及び投資可能資金額を超過した場合においては、担当外務員は超過金額を返還するための適切な措置をとらなければならない。
- 3 審査結果の記録の保存は5年間とする。

(本要領の改廃)

第6条 本要領の改廃については、経営会議の決議により決定する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
111 名	28 名	27 名	112 名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
666 名	824 名	818 名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

平成17年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	4	4	0	0	0
取引に係るもの	5	2	0	3	0
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	2	1	0	1	0
合計	11	7	0	4	0

- (注) 1. 「苦情」とは受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	3	0	0	1	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	3	0	0	1	2

- (注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。
 2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
 3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決できなかったもの。

⑨ 訴訟に関する事項

(1) 平成17年度中の係争

今年度中における訴訟は、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが8件あり、現在係争中の訴訟は15件です。

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判決	和解	係争中
11件	8件	4件	0件	15件

(2) 平成17年度中の判決

- 当社の元顧客が、当社の不法行為により16,629,840円の損害を被ったとする当社及び当社従業員2名に対する損害賠償請求訴訟（平成14年11月14日提訴）について、平成17年5月25日、地方裁判所は当社に7,951,936円の支払いを命じる判決を下した。

平成17年6月15日、当社が高等裁判所に控訴した。

平成17年11月30日、高等裁判所は当社に対して7,301,936円及びこれに対する平成14年1月10日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを命じる判決を下した。

- 当社が元顧客に対して、売買差損金76,500,000円の支払いを求めた未収金支払請求訴訟（平成14年2月27日提訴）について、平成17年7月22日、地方裁判所は元顧客に支払いを命じる判決を下した。

平成17年8月4日、元顧客が高等裁判所に控訴した。

平成18年2月28日、高等裁判所において当社が全面勝訴した。

- 当社の元顧客が、当社の不法行為により13,206,200円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成15年4月8日提訴）があり、また当社も元顧客に対して売買差損金39,500円の支払いを求めた未収金支払の反訴請求を行った（平成16年1月29日反訴）案件について、平成17年8月24日、高等裁判所において、当社が全面勝訴した。

- 当社の元顧客が、当社の不法行為により27,116,310円の損害を被ったとする当社に対する損害賠償請求訴訟（平成15年2月25日提訴）について、平成18年1月24日、高等裁判所は双方の控訴を棄却して、当社に対して15,869,786円及びこれに対する平成14年6月12日から支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを命じる判決を下した。

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

平成18年3月31日現在

大起産業株式会社

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,838,232	流 動 負 債	2,016,710
現 金 及 び 預 金	1,886,633	短 期 借 入 金	50,000
委 託 者 未 収 金	11,575	一 年 内 償 還 社 債	100,000
商 品	1,393	賞 与 引 当 金	49,000
保 管 有 価 証 券	190,708	未 払 法 人 税 等	5,123
差 入 保 証 金	122,675	預 り 証 拠 金	1,731,303
委 託 者 先 物 取 引 差 金	407,767	そ の 他 の 流 動 負 債	81,283
繰 延 税 金 資 産	112,733		
そ の 他 の 流 動 資 産	104,744	固 定 負 債	460,045
固 定 資 産	1,639,758	社 債	150,000
(有 形 固 定 資 産)	964,390	繰 延 税 金 負 債	1,979
建 築 物	262,099	退 職 給 付 引 当 金	185,742
構 築 物	8,868	役 員 退 任 慰 勞 引 当 金	122,323
車 両	11	引 当 金	19,630
器 具 及 び 備 品	17,274	商 品 取 引 責 任 準 備 金	19,630
土 地	676,136	(商 品 取 引 所 法 第 221 条)	
(無 形 固 定 資 産)	33,559	負 債 合 計	2,496,386
ソ フ ト ウ ェ ア	17,353	資 本 の 部	
電 話 加 入 権	16,021	資 本 金	630,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	184	資 本 剰 余 金	35,789
(投 資 そ の 他 の 資 産)	641,808	資 本 準 備 金	35,789
投 資 有 価 証 券	125,285	利 益 剰 余 金	1,313,027
子 会 社 株 式	5,340	利 益 準 備 金	122,000
出 資 金	25,605	任 意 積 立 金	1,440,241
長 期 差 入 保 証 金	367,557	特 別 償 却 準 備 金	241
長 期 前 払 費 用	50,004	別 途 積 立 金	1,440,000
長 期 未 収 債 権	115,351	当 期 未 処 理 損 失	249,213
そ の 他 の 投 資	9,475	株 式 等 評 価 差 額 金	2,787
貸 倒 引 当 金	△56,809	資 本 合 計	1,981,604
資 産 合 計	4,477,991	負 債 及 び 資 本 合 計	4,477,991

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成17年4月 1日
至 平成18年3月31日 〕

大起産業株式会社

(単位:千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益	営業収益		1,472,203
	受取手数料	1,613,608	
	売買損益	△141,405	
	営業費用		1,740,462
	販売費及び一般管理費	1,740,462	
	営業損失		268,259
	営業外収益		9,542
	受取利息	1,949	
	受取配当金	3,811	
	その他の営業外収益	3,781	
営業外費用		11,945	
支払利息	10,473		
その他の営業外費用	1,472		
経常損失		270,663	
特 別 損 益	特別利益		185,594
	投資有価証券売却益	185,594	
	特別損失		9,747
	商品取引責任準備金繰入	8,353	
固定資産除却損	1,394		
税引前当期純損失			94,816
法人税、住民税及び事業税			2,438
法人税等調整額			39,189
当期純損失			136,445
前期繰越損失			112,768
当期末処理損失			249,213

③重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
其他有価証券	
時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	移動平均法による原価法
-----	-------------

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法
	ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法
	なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。
建 物	8～47年
構 築 物	10～30年
器具及び備品	4～20年

無形固定資産	定額法
長期前払費用	定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職金の支出に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額（簡便法による期末自己都合要支給額の100%）に基づき計上しております。
役員退任慰労引当金	役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
商品取引責任準備金	商品取引事故の損失に備えるため商品取引所法第221条の規定に定めるところによる積立限度額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

会計処理の変更

(1) 受取手数料の計上基準

当営業年度より、商品先物取引の受取手数料の計上基準を取引決済日基準から取引約定日基準へ変更しております。この変更は、商品先物取引業統一経理基準の改正（平成17年5月施行）に伴うものであります。これにより、従来の方法によった場合に比べ、営業収益は、43,119千円増加し、営業損益、計上損益及び当期純損失は、それぞれ同額減少しております。

(2) 固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。なお、これによる損益への影響はありません。

追加情報

当営業年度より、商品取引所法の改正（平成17年5月施行）により、同法施行規則第38条第1項第1号の規定に基づき、預り証拠金（従来は、預り委託証拠金として表示）は、委託者未収金及び委託者未払金と相殺可能な分について相殺しております。

④注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は277,368千円であります。
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産としてLEDボードシステム・電子計算機・ファクシミリ及び自動車等があります。
3. 担保に供している資産
短期借入金及び支払承諾の担保として、次の資産を担保に提供しています。

預 金	1,000,000千円
建 物	189,366千円
土 地	527,997千円

また、このほかに取引証拠金として、次の資産を株式会社日本商品清算機構へ預託しております。

保管有価証券	188,184千円
--------	-----------
4. 配当制限
商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 17,147千円

(損益計算書関係)

1. 1株当たりの当期純損失は15円04銭であります。
2. 子会社との取引高
営業費用 11,253千円

⑤損失金処理

損失金処理計算書
 (株主総会承認日)
 平成18年6月20日

大起産業株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
I 当期末処理損失		
1. 当期末処理損失	249,213,996	
2. 特別償却準備金取崩額	120,684	249,093,312
II 次期繰越損失		249,093,312

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦財務比率

諸 項 目	比 率
(a)純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100]	301 %
(b)自己資本資本金比率 [自己資本／資本金×100]	315 %
(c)自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	44 %
(d)修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100]	46 %
(e)負債比率 [負債合計額／純資産額×100]	134 %
(f)流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	141 %

※ 記載内容についてのお問い合わせは、本社業務運営センター（052-201-6311）まで。